

## JHIP/ヘルスサイエンス情報専門員ロゴ利用細則

### (目的)

第1条 この細則は、中央事務局規程第6条第14号の規定に基づき、JHIP/ヘルスサイエンス情報専門員ロゴ（以下「JHIP ロゴ」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

### (ロゴマーク)

第2条 JHIP ロゴは、特許庁に商標登録された、登録第5782832号の商標を指し、その形状及び色彩は、別図のとおりとする。

### (利用に関する総括)

第3条 JHIP ロゴの利用に関しては、理事会が総括する。

### (利用に関する事務)

第4条 JHIP ロゴの利用に関する事務は、中央事務局が行う。

### (利用資格)

第5条 JHIP ロゴを利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。なお、JHIP ロゴの利用を認められた者以外の者は、JHIP ロゴを利用してはならない。

- (1) ヘルスサイエンス情報専門員の資格を有する者。ただし、ヘルスサイエンス情報専門員の資格を失した時点で、その者の JHIP ロゴ利用資格は消失するものとする。
- (2) 本会会員で、ヘルスサイエンス情報専門員認定資格事業に、JHIP ロゴを利用しようとする団体又は個人。
- (3) その他、会長が認めた者。

### (利用の範囲)

第6条 利用できる範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ヘルスサイエンス情報専門員認定資格事業において、本会が主催又は共催若しくは後援する行事及び活動に関するもの。
- (2) 前号の行事及び活動に係る印刷物、立体物、電子資料等。
- (3) その他、会長が必要と認めたもの。

### (申請手続)

第7条 利用しようとする者は、別紙様式により提出するものとする。

2 図書館等の団体による申請は、その長又は実務責任者が行うものとする。

### (遵守事項)

第8条 利用しようとする者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 営利を目的として利用しないこと。
- (3) 別図の注意事項に従うこと。
- (4) その他、本会の著作権を侵害しないこと。

### (利用の例外)

第9条 作成するものの大きさ等により、JHIP ロゴ全体が十分表現できない場合、意匠を損なわない範囲で、JHIP ロゴの一部を例外的に省いて利用することができるものとする。

### (利用の承認)

第10条 利用の承認は、中央事務局が行うものとする。ただし、中央事務局は、必要に応じて理事会に判断を委ねることができる。

2 中央事務局は、利用承認後、理事会に報告するものとする。

### (製作物の提出)

第11条 利用者は、JHIP ロゴを利用して作成した印刷物、各種電子資料等を1部中央事務局に提出するものとする。

### (利用承認の取消し)

第12条 理事会は、第8条の定めに違反した利用者に対し、利用承認の取消し、利用の停止又は損害賠償請求をすることができる。

(改廃)

第13条 この細則の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則

この細則は、2023年10月23日から施行する。

附 則

この細則の施行に伴い、JHIP/ヘルスサイエンス情報専門員ロゴ利用規程は廃止する。

(様式)

年 月 日

特定非営利活動法人日本医学図書館協会  
会長 殿

## 「JHIP/ヘルスサイエンス情報専門員ロゴ」利用申請書

JHIP/ヘルスサイエンス情報専門員ロゴの利用を、下記のとおり申請します。なお、利用に際し「JHIP/ヘルスサイエンス情報専門員ロゴ利用細則」を遵守いたします。

### 記

#### 1. 申請者（団体による申請の場合は、その長又は実務責任者名を記入）

所属機関名

氏 名 (フリガナ)

会員種別  正会員A  正会員B  正会員個人  協力会員  
 正会員Aに所属する個人  正会員Bに所属する個人  
 協力会員に所属する個人  非会員

連絡先 E-mail

電話

#### 2. 連絡担当者（申請者と異なる場合のみ記入）

氏 名 (フリガナ)

連絡先 E-mail

電話

#### 3. オリジナルデータ受信 E-mail (ロゴデータの受取に必須です)

#### 4. 利用目的（印刷物、立体物、電子資料等の種別及び数量、配布方法等具体的に記入又は図示してください。（以下の記入スペースは広げて構いません）特に JHIP ロゴの一部を利用するときは、必ず図示してください。）

注) 本申請書は、JHIP ロゴの利用手続以外には使用しません。

### 中央事務局記入欄

受付日： 受付番号：

承認日： ロゴ提供日：

制作物受領日：

備考：



※上図は、印刷の関係でモノクロ1色です。実際の色彩は、本会ホームページでご確認ください。

1. 注意事項

- 1) JHIPロゴは、原則として上図のとおり利用してください。なお、意匠を損なわない範囲で、例外的に一部を省いた形で利用することができます。



- 2) 提供できるデータ形式はJPEG、GIF及びTIFです。
  - 3) 縦横比率は変更しないでください。
  - 4) 利用に関し、判断に迷ったときは、中央事務局までお問い合わせください。ただし、速やかに回答できない場合があります。
2. 申請から利用までの手順
- 1) 本会ホームページから「JHIP/ヘルスサイエンス情報専門員ロゴ」利用申請書をダウンロードする。
  - 2) 必要事項を入力する。
  - 3) 「JHIP/ヘルスサイエンス情報専門員ロゴ」利用申請書をメール添付にて中央事務局に提出する。
  - 4) 利用者に、中央事務局からオリジナルデータが送信される。
  - 5) 完成品又は写真データを中央事務局に提出する。